

学校感染症第一種・第二種・第三種の出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則第18条及び19条に下記のように定められています。

記

1 第一種の感染症として次に定めるものについては、治癒するまで。

- ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱
- ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア
- ⑩重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
- ⑪中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）
- ⑫鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）

2 第二種の感染症にかかった者については、次の期間。

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

- ① インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ② 百日咳^{せき}にあつては、特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③ 麻疹^{はしか}にあつては、解熱した後3日を経過するまで
- ④ 流行性耳下腺炎^{おたふくかぜ}にあつては、耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ⑤ 風しんにあつては、発疹が消失するまで
- ⑥ 水痘^{みずぼうそう}にあつては、すべての発疹が痂皮化^{かさぶた}するまで
- ⑦ 咽頭結膜熱^{プール熱}にあつては、主要病状が消退した後2日を経過するまで
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス※であるものに限る）
にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。
- ⑨ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎は、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

3 次の第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- ① 腸管出血性大腸菌感染症 ② 流行性角結膜炎 ③ 急性出血性結膜炎
- ④ コレラ ⑤ 細菌性赤痢 ⑥ 腸チフス ⑦ パラチフス
- ⑧ その他の感染症（校医・主治医の診断による症状により「感染力があり出席停止が望ましい」と判断された感染症…… 伝染性紅斑、手足口病、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）